

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和3年度 第3回 理事会議事録

- 1 開催年月日 令和4年2月2日(水)
午前10時00分～12時35分
- 2 開催場所 地域福祉センターかしのき苑
2階 ふれあい大ホール
- 3 出席者 理事総数 12名
出席理事数 9名
理事 清水泰律 加藤博 長谷川 悟 石崎照代
中畔秀昭 福味加世子 山本正來 岡田敦子
古海りえ子
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 島中秀司 浦田善之
- 4 欠席者 早樫一男 岩前良幸 田中智美
- 5 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 6 議題
 - (1) 報告事項
第2号報告 会長職務の執行状況について
 - (2) 決議事項
第25号議案 令和3年度補正予算(第2号)について
第26号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について
第27号議案 就業規則の一部改正について
第28号議案 非正規職員就業規則の一部改正について
第29号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について
第30号議案 介護職員等の処遇改善に関する規程の一部改正について
第31号議案 災害ボランティアセンターの活動・運営等に関する協定について
 - (3) 諸報告
- 7 議事の経過要領及び議案議決の結果
定刻に至り、定款第30条の規定により議長に福味加世子理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

第2号報告 会長職務の執行状況について

理事会への報告事項として、報告資料に基づき長谷川会長から、令和3年4月から12月までの職務執行状況について説明があった。

第25号議案 令和3年度補正予算（第2号）について

令和3年度の介護報酬がおおよそ確定したことにより、予算を実態に即したものにするための補正予算について、議案資料「令和3年度補正予算（第2号）」により事務局長から説明があった。

以上の説明を受け、第25号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

中畔理事 通所介護事業認知症対応型について、職員数が増えない中で、事業の稼働率が上がったことに伴い収入が増加したとあるが、何か特別な工夫をしたのか。

事務局長 本会では通常規模型と認知症対応型の2種類のデイサービスを行っている。通常規模型は以前から稼働率が高い特徴があったが、認知症対応型は少し低く定員12名に対して年間稼働率は50%台であり、利用者数にすると6～7名平均で推移してきた。特に働きかけを行った訳ではなく、またコロナウイルスと関係があるかは不明であるが、令和2年度あたりから自然に利用者数が増えている。令和3年度は特に利用者が増加し、当初の見積より増収が見込めるものとなった。職員数が増えないことについては、現場責任者の判断により2種類のデイサービスの中で流動的に職員を配置しながら臨機に対応している。

山本理事 意見として、デイサービスセンターカーポート設置の取り下げであるが、昨今の雨は今までとは違うため他に良い案があれば再考したい。

事務局長 デイサービスセンター玄関のひさしが2m程しかなく、大雨や台風時、利用者の車の乗り降りに不便が生じている。しかし、既製品ではカバーできる面積が狭くカーポートの支柱が送迎車両の運行の妨げになる可能性があるため、令和3年度の予算は一旦取り下げるが、令和4年度以降も引き続き対策を考えていく。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第26号議案 令和3年度第2回評議員会の招集について

事務局長より、議案資料「令和3年度第2回評議員選会の開催について（決議の省略）案」に基づき、事務局案として、評議員会を下記のとおり開催し

たい旨の説明があった。

日 時 決議の省略の方法により行う

議 題 第 1 5 号議案 理事の選任について

議案の概要 精華町自治会連合会から推薦のあった理事候補者 1 名の選任について

以上の説明を受け、第 2 6 号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

石崎理事 表記について、招集と開催とがあるが、これでよいのか。

事務局長 定款において評議員会は理事会の決議に基づき会長が招集するとなっているため、理事会の議案名称として招集の文言を使用し、評議員宛ての文書には開催として通知文書を出したい。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第 2 7 号議案 就業規則の一部改正について

事務局長から、国において介護職員など専門職の人員不足・人材不足が深刻な課題となっているなか、本会における人員、人材不足の解消に対応するため、在籍する職員の定年年齢（再雇用）を現行の満 7 2 歳から、満 7 3 歳を迎える日の月末に延ばすことを目的として、「就業規則の一部改正（案）」の説明があった。

以上の説明を受け、第 2 7 号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第 2 8 号議案 非正規職員就業規則の一部改正について

事務局長から、就業規則と同じく在籍する非正規職員の定年年齢を現行の満 7 2 歳から、満 7 3 歳を迎える日の月末に延ばすことを目的として「非正規職員就業規則の一部改正（案）」の説明があった。

以上の説明を受け、第 2 8 号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第 2 9 号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

通所介護課長から、国において介護職員等を対象に収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げることが目的として介護職員処遇改善支援補助金の交付が閣議決定されたことに伴い、令和 4 年 4 月 1 日から介護職の賃金引き上げに対応するため、「職員の給与に関する規程の一部改正（案）」の説明があった。

以上の説明を受け、第 2 9 号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第30号議案 介護職員等の処遇改善に関する規程の一部改正について

通所介護課長から、令和4年4月1日から非正規の介護職員を対象に収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるため、「介護職員等の処遇改善に関する規程の一部改正(案)」の説明があった。

以上の説明を受け、第29号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第31号議案 災害ボランティアセンターの活動・運営等に関する協定について

精華町における災害発生時、精華町災害対策本部から要請を受けて本会が設置するセンターについて、センターの設置・運営にかかる社会福祉協議会職員の人件費及び旅費についても災害救助法の国庫補助の対象となることが正式に認められたことにより、センターの業務、費用負担、請求方法及び支払方法等を明文化した協定を精華町と締結するため、「災害ボランティアセンターの活動・運営等に関する協定書(案)」について事務局長から説明があった。

以上の説明を受け、第31号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

岡田理事 災害ボランティアセンターの平常時の活動として、災害ボランティアコーディネーターや社協職員が小学校で防災教室などを行っている。センターは精華町から委託を受けて社協が運営しているが、今まで町からの委託料は無く、社協の持ち出しで平常時の活動をしていたのか。

事務局長 平成20年10月に京都府では2番目にセンターを設置した。設置の際には初度設備の名目で精華町から一時的に補助金を受けたが、それ以後は補助金や委託金は受けていない。令和2年8月に内閣府の文書が発出され、協定が必要となった。これまでは契約や協定などはなく、社協が任意でセンターを設置しているかのような形になっていた。国の指針により令和3年度からは協定を結び、災害発生時だけではなく平常時の活動費用も見ていくとの話しである。協定に先駆け、令和3年度からは5万円の補助金を受けている。精華町が被災した際は、協定に基づき災害ボランティアセンターを非常時体制に切替えて運営していく。運営費用については精華町を通じて国から補助される流れである。

中畔理事 協定書第14条2項にボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、とあるが、現状で具体的に取り組みが進んでいることがあるか。

事務局長 大きく分けると平常時体制と非常時体制がある。非常時体制への切替えは過去2回であり、東日本大震災の際は募金活動や支援物資、災害ボランティアコーディネーターや社協職員の派遣を行った。京都府南部豪雨災害の際は精華町内の床上浸水などの被災者宅へ災害ボランティアが支援活動に入った。平常時は町内の学校において授業の一環として防災教育を行っている。精華町においては4回ほど災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、万が一の際に活動できる住民の養成を行っている。現在は30名程が登録しており、定例会議の開催や町防災訓練、福祉避難所設置運営訓練などに参加し、連携を取っている。ここ2年はコロナにより町防災訓練の中止や学校からの防災教室の依頼が減少しているが、地域住民や関係団体、町内の学校等との日頃の連携はこういったものを中心となっている。

中畔理事 実際に災害が発生した場合、行政はすぐに出て来られない。地域住民がどれだけ活動できるか、コーディネートできるかが重要になる。大きな災害が発生した際、何もできない状況があると思う。災害は起こるという前提で、人員の増強など、精華町と協議しながら積極的に行って欲しい。社協内部においても事前から担当者や動きなどを考えておいて欲しい。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告

以下の事項について、事務局から報告をおこなった。

事務局長より、法人運営室として下記の2点について報告した。

- (1) 福祉大会における表彰受賞者
- (2) デイサービスセンター積立金運用状況

事務局長より、地域福祉課として下記の6点について報告した。

- (1) 社協会員募集状況
- (2) 相談業務の実績
- (3) 福祉事業の実績
- (4) 生活福祉資金（特例貸付）
- (5) 南部地域包括支援センターの活動実績
- (6) 社協関係助成金の経過

在宅介護課長より、在宅介護課として下記の5点について報告した。

- (1) 居宅介護支援系の事業実績
- (2) 訪問介護系の事業実績

- (3) 満足度調査の結果について（居宅介護支援係・訪問介護係）
- (4) 訪問介護事業所における新型コロナウイルス陽性者への対応について
- (5) 苦情対応結果報告書について

通所介護課担当課長より、通所介護課として下記の8点について報告した。

- (1) 通所介護課の運営について
- (2) 介護人材確保・育成事業
- (3) デイサービス介護用リフト設置事業
- (4) インターコミュニケーション・システム整備事業
- (5) デイサービス満足度調査について
- (6) 第三者評価の結果について
- (7) 苦情対応結果報告書
- (8) 令和3年度通所介護課の事業実績

諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、以下の意見等があった。

岡田理事 満足度調査の結果報告について、居宅介護支援係と通所介護係は結果を表にまとめてあるが、訪問介護係だけ表になっていない。結果がわかりにくいため、今後は表にまとめて欲しい。

在宅介護課長 令和4年度も満足度調査を実施するため、結果をまとめる際は在宅介護課として統一した様式で報告を行う。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、12時35分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和4年2月14日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和3年度第3回理事会

会 長 _____ 印

監 事 _____ 印

監 事 _____ 印